



発行新 潟 県号外1平成30年5月18日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

- 10 新潟県知事選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日(選挙管理委員会)
- 11 新潟県知事選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定(選挙管理委員会)
- 12 新潟県知事選挙において手話通訳を付して政見を録画する放送事業者の指定(選挙管理委員会)

選举管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第10号

平成30年6月10日執行予定の新潟県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日について次のとおり定めた。

平成30年5月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 被登録資格決定基準日 平成30年5月23日 (ただし、年齢については、平成30年6月10日とする。)

◎新潟県選挙管理委員会告示第11号

平成30年6月10日執行予定の新潟県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成30年5月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成30年5月24日

◎新潟県選挙管理委員会告示第12号

平成30年6月10日執行予定の新潟県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第8条第6項の規定により、候補者から手話通訳を付して政見を録画するよう申込があったときに手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めた。

平成30年5月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

日本放送協会新潟放送局

株式会社新潟放送

株式会社新潟総合テレビ

株式会社新潟テレビ二十一